

# 船舶所有者のみなさん！

平成22年1月1日から、船舶所有者が労災補償を受けるには、特別加入の手続きが必要となります。

## はじめに

平成22年1月1日から、船員保険(職務上疾病・年金部門)は労災保険と統合されました。

労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による怪我や病気に対して必要な保険給付を行う制度であり、船舶所有者に雇用されている船員たる労働者(以下「労働者」と言います。)であれば、補償されます。

しかしながら、船舶所有者の方々(中小事業主の方、労働者を雇用していない方等)が労災保険から、今まで受けていた職務上の事由又は通勤による怪我や病気に対する補償を受けるためには、別途、特別加入制度に加入を行っていただかなければ、補

## 特別加入が必要な方について

		船員保険 (平成21. 12. 31まで)	労災保険 (平成22. 1. 1から)
労働者	船舶所有者に雇用されている労働者	○ (補償されます)	○ (補償されます)
船員たる船舶所有者	法人の代表者及び役員であり、船員を雇用している船舶所有者	○ (補償されます)	○ (別途加入手続きが必要)
	法人の代表者及び役員であり、船員を雇用していない船舶所有者	○ (補償されます)	○ (別途加入手続きが必要)
	個人事業の代表者等であり、船員を雇用している船舶所有者	× (補償されません)	○ (別途加入手続きが必要)
	個人事業の代表者等であり、船員を雇用していない船舶所有者	× (補償されません)	○ (別途加入手続きが必要)

統合後は特別加入制度に加入することで、労災補償を受けることができます。

(注) 中小事業主の方及び労働者を雇用していない方に限ります。



厚生労働省

都道府県労働局

労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp>

## 特別加入制度の必要性について

労災保険は、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度です。特別加入とは、労働者以外の方のうち、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方（中小事業主や一人親方等）に対して特別に任意加入を認めている制度であり、別途、加入手続を行えば、労災保険による補償を受けることができます。

また、船員保険の上乗せ給付は、労災保険が支給されていることが支給要件となることから、船舶所有者の方々におかれましては、必ず加入することをお勧めします。

特別加入制度の詳しいご案内は厚生労働省ホームページにも掲載していますので、是非、ご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kanyu.html>

## 保険料及び保険給付について

### 給付基礎日額10,000円で、妻及び子供1人の特別加入者の場合

#### ○支払うべき保険料



特別加入に係る保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365日）に保険料率を乗じたものとなります。

$(10,000円 \times 365日) \times 50/1000(予定) = 182,500円(年間保険料)$

#### ○労災保険において受けられる保険給付

(例) 仕事が原因で重傷を負い治療を受けたものの、亡くなってしまった場合

療養→全額支給

休業(4日目から1日につき)→ $10,000円 \times 0.8(保険給付60\% + 特別支給金20\%) = 8,000円$

遺族(年金)→ $10,000円 \times 給付基礎日額201日分 = 2,010,000円(年額)$

(注1) 給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものであり、特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、都道府県労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。

(注2) 一定の要件を満たす場合については、船員保険から上乗せ分が支給されます。

## 加入手続について

負傷してから、加入申請を行っても、労災保険による補償を受けることができません。

加入を希望される方は、管轄する労働基準監督署へ申請を行っていただくことになります。

※ 特別加入の種類によって申請のための手続が異なります。